

公益団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所の
研究活動における不正行為防止計画

平成28年4月1日制定
公益財団法人東京都環境公社
東京都環境科学研究所長

この不正防止計画は、研究活動に関し不正行為及び研究費の不正使用等（以下「不正行為」という。）を防止するため、公益財団法人東京都環境公社東京都環境科学研究所の研究活動における不正行為の防止に関する規程（以下「不正防止規程」という。）に基づき策定し、以下の事項について実施する。

第1 責任体系の明確化

研究費の運営・管理に係る責任体系について、不正防止規程に規定する最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者の職名及び責任と権限について、研究所内外に公表する。

第2 関係規程の周知及び公表

- (1) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、職員に対し不正防止規程その他研究費の使用等に係るルールを周知を徹底し、倫理意識を向上させるために説明会等を定期的実施する。
- (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、職員に対し遵守事項の意識付けをさせるため、誓約書の提出を求め、誓約書の提出がない場合は研究費の運営・管理に関わらせないものとする。誓約書に盛り込む事項は以下のとおりとする。
 - ア 不正防止規程等のルールを遵守すること。
 - イ 不正行為を行わないこと。
 - ウ 不正防止規程等のルールに違反したときは、その責を負うこと。
- (3) 研究所における不正行為の防止に関する取組について広く理解と協力を得るため、この不正防止計画を含む関係諸規程を研究所内外に公表する。

第3 研究費の適正な管理

- (1) 研究費の計画的執行を検証できる体制

各研究に割り当てられた予算管理コードごとに予算管理簿を作成し、常時、会計担当ラインが予算執行状況を管理する。また、研究費の運営・管理に関わる全ての職員が定期的に予算執行状況を確認し、計画的執行を検

証することにより公正を確保する。

(2) 物品の検収

物品費の支出を適正に行うため、研究調整課物品検査員が物品の納入を検収する。

(3) 出張の確認

出張の事実を確認するため、領収書等の証拠書類の提出を義務付ける。

(4) 謝金等に係る業務実態等の確認

謝金等の支出を適正に行うため、勤務簿や会議出席等の記録を確認する。

第4 不正行為に対する調査及び懲戒

(1) 通報及び相談窓口について

不正防止規程に基づき、不正行為に係る通報窓口について研究所内外に周知し、通報や相談があったときはその内容や関係者の保護に十分配慮し、迅速に対応する。

(2) 調査等について

不正防止規程に基づき、研究費の運営・管理に関して不正行為があると認められるとき又は疑いがあるときは、研究費運営・管理調査委員会が迅速に調査を行う。調査結果を受けて、速やかに再発防止策を作成し実施するなど必要な措置を行う。

(3) 処分について

不正防止規程に基づき、研究費の運営・管理に関して不正行為があった職員又は研究費に関連して不正な取引に関与をした職員は、関係規程に基づき厳格に対応する。また、不正な取引に関与した業者等に対しても取引の停止等必要な措置を行う。

第5 内部監査及びモニタリング

研究費の適正な運営・管理のため、不正防止規程に基づき、定期的に内部監査を実施し、統括管理責任者は、その結果を研究費運営・管理調査委員会に報告するほか、各科においてはコンプライアンス推進責任者の主導により適宜不正行為防止の具体策を実施し、公正を確保する。

附 則

この不正防止計画は、平成28年4月1日から施行する